○北海道開発局告示第六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日

北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十号

(三)　占用を制限する区域　釧路市大楽毛西二丁目一八五番五〇から網走市南四条東一丁目一番二まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局、同局釧路開発建設部及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日

北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十一号

(三)　占用を制限する区域　北海道川上郡弟子屈町鈴蘭二丁目六九三番一二から帯広市西一七条北一丁目一九番一まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局、同局釧路開発建設部及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日

北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十二号

(三)　占用を制限する区域　網走市南四条西一丁目一番一から帯広市大通南一丁目五番一まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局、同局帯広開発建設部及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日

北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十三号

(三)　占用を制限する区域　網走市南四条西一丁目一番一から根室市厚床一丁目一五番三まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局、同局帯広開発建設部及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日

北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十四号

(三)　占用を制限する区域　網走市南四条東一丁目八番から根室市厚床一丁目一五番三まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局、同局釧路開発建設部及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日

北海道開発局長　本田　幸一